別記様式第２－１号別添（別記１－２別記様式第２－１号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名　　群馬県

策定：令和　８年　４月　１３日

１　目的

群馬県では、豊富な水資源や全国トップクラスの日照時間、さらには標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで連なる多様な耕地といった恵まれた自然条件を生かし、年間を通じて多彩な農業が営まれている。本県の農業産出額の８割以上は、野菜と畜産物が占めている（令和６年）。また、こんにゃくいもの生産量は全国第１位で、生産量で90%以上のシェアを誇る。さらに、本県の粉食文化を育んできた小麦をはじめ、下仁田ねぎや高山きゅうり等の伝統野菜など、多様で特色ある農林水産物の生産が行われている。

一方で、本県では、生産年齢人口の減少に伴い、農業を含む産業全般で労働力・後継者不足が深刻化している。担い手や農地の減少、産業間の人材獲得競争が激化する中で、安定的な食料生産を維持するためには、生産性の一層の向上が不可欠である。そのため、農地の大区画化や農業水利施設の整備など生産基盤の強化と、スマート農業技術の導入による省力化・効率化を一体的に推進する必要がある。

こうした状況を踏まえ、労働生産性の高い農業への転換を図るため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。併せて、農業者がスマート農業技術を最大限活用できるよう、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系や簡易な基盤整備を推進する。

２　基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	本県の農業振興に関する計画等と整合させるほか、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換により、労働生産性の向上を一体的かつ合理的に実施する取組を行う。
水稲・麦・大豆	労働生産性の向上および需要に応じた安定的な水稲生産を図るため、スマート農業技術の活用による作業の効率化・省力化とデータに基づく生産管理の高度化を推進する。 あわせて、収量や作業に関する情報を活用したほ場特性に応じた資材投入や栽培管理により、収量および品質の安定向上を目指すとともに、スマート農業機械の導入効果が発揮される生産基盤の整備を一体的に進める。
野菜・花き	自動かん水システム、自動収穫機、自動選果（選花）機、自動防除機、ロボット除草機などの作業を省力化するための機械や、自動操舵トラクターのように非熟練者でも熟練者と同等以上の精度、速度で作業が可能となる機械を導入するとともに、機械の導入に適した生産方式への転換を図ることで生産性の向上を図る。 また、環境モニタリング機器や高度環境制御機器、ＡＩなどを活用した生育・出荷予測技術等の活用により、データに基づく効率的な栽培体系への転換を推進する。

果樹	スマート農業技術の導入と省力樹形への改植・新植等の園地整備と一体的に推進することにより、果樹生産の軽労化・省力化と労働生産性の向上を図り、需要に即した安定的な供給体制を構築する。 また、ＡＩやデータを活用した効率的な栽培体系への転換と、円滑に技術を習得できる環境整備を進めるとともに、生産管理システム活用による経営改善を通じて、果樹経営の持続的な発展を目指す。

3　本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

（１）本事業の推進・指導

本事業の効果的な実施に向け、県、市町村その他の関係機関が連携し、推進・指導に当たるものとする。

（２）産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地スマート計画及び取組主体事業計画に係る審査は、市町村及び県を主として実施することにより、審査の精度を高めるものとする。

4　取組要件

対象作物	取組要件
基本方針に掲げる作物	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和８年１月14日付け７農産3678号農林水産事務次官依命通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業費補助金交付等要綱（令和８年４月７日付け７農産第5524号農林水産事務次官依命通知）（以下、「国交付等要綱」という。）、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和８年１月14日付け７農産第3856号農林水産省農産局長通知）及びスマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業のうちスマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業実施要領（令和８年４月７日付け７農産第5525号 農林水産省農産局長通知）（以下、「国実施要領」という。）、及び本ビジョン２の要件等を満たす取組を事業対象とする。 農業機械の導入又はリース導入にあたっては、適正な能力及び台数を決定するものとする。 導入又はリース導入した機械等が天災その他の災害を受けた場合にあっても、速やかに復旧して事業効果を得るため、共済又は保険に加入することを要件とし、盗難補償は必須とする。ただし、適切な共済又は保険が存在しない場合はこの限りではない。 この事業により導入（リース導入を除く。）した農業機械等には、本事業名等を表示するものとする。

5　取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。

１　計画申請時

（１）産地スマート計画書、取組主体計画書、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）

（２）添付書類

ア　事業費
①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他計画の審査に必要な資料

イ　推進事務費
①見積書、単価の根拠資料、②人件費及び賃金等の時間給又は日当の単価根拠、③旅費規程、④謝金規程、⑤委託契約書（案）、⑥その他計画の審査に必要な資料

2 実績報告時
（1）産地スマート計画書（実績報告書）、取組主体計画書（実績報告書）
（2）添付書類

ア　事業費
①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑨環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑩機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が２年以上あることがわかる資料、⑪動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑫その他検査確認に必要な資料

イ　推進事務費
①業者選定関係書類、②発注書、契約書、旅費計算書等、③納品書（納品がある場合）、④請求書、⑤領収書（支払済みの場合）、⑥ 成果品（写真等）、⑦委託契約書、⑧その他検査確認に必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管する。

6　取組主体への補助金の交付方法

市町村を経由して補助金を交付するため、国が定める交付等要綱によらず、ここに記載する手続をとることとする。

（1） 市町村長は、取組主体（農業機械等のリース導入の取組を実施する場合は、リース事業者。以下「６補助金の交付方法」において同じ。）から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、取組主体に対して補助金を交付するものとする。この補助金の交付は、産地スマート計画の作成主体を経由することができるものとする。

（2） 群馬県知事は、市町村長による補助金の交付後に市町村長から補助金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、市町村長に対して補助金を交付するとともに、支払額を通知するものとする。

（3） 以下の場合で市町村が補助金の交付をすることが困難な場合は、（1）及び（2）にかかわらず、群馬県知事から取組主体に対して直接補助金を交付することができるものとする。

ア 市町村の予算措置ができない場合

イ 産地の区域が複数の市町村にわたっており、関係市町村間で調整ができない場合

ウ 年度内の事業実施が困難な場合

（４） 群馬県知事が必要と認める場合は、（１）及び（２）にかかわらず、概算払をすることができるものとする。

7　事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の国交付等要綱、国実施要領、県交付要綱、群馬県補助金等に関する規則を遵守し、適正な事業に努めるものとする。
また、併せて以下に掲げる各号を遵守するものとする。

（１） 市町村以外の取組主体及びリース事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。
ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
なお、上記契約をしようとする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（２） 取組主体及びリース事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（３） 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させる場合がある。

（４） 取組主体及びリース事業者は、補助金に係る消費税及び地方税に係る仕入れ控除税額がある場合、それぞれ次の各号にしたがって取り扱わなければならない。
① 申請時に消費税等仕入控除税額が明らかである場合、消費税等仕入控除税額を減額して申請すること。
② 実績報告時に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額を減額して報告すること。
③ 額の確定後に消費税等仕入控除税額が明らかとなる場合、消費税等仕入控除税額が確定し次第速やかに報告すること。なお、この場合において、消費税等仕入控除税額の返還が必要となる場合がある。

（５） 取組主体は、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の６月末日までに地域協議会長等に報告しなければならない。なお、果樹の改植の取組については、前記評価の報告に加えて、事業実施年度から５年度目に中間的な評価を実施し、報告しなければならない。

（６） 本事業に係る補助金を受けた後に、事業要件を満たさないことが判明した場合には、補助金を返納しなければならない。

8　その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

１　審査の方針、体制

事業の目的に掲げている作物を所管する群馬県農政部庁内課が主体となって審査を実施し、国交付等要綱、国実施要領及び農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和６年法律第63号）、県交付要綱・実施要領及び本ビジョンに基づき、本事業の趣

旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて関係する課や事業実施地区を所管する農業事務所と連携することとする。

２　取組内容及び対象経費等の確認方法

（１）計画申請時

スマート技術高度利用計画書、認定された生産方式革新実施計画、認定通知、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）

【添付書類】

①見積書（複数の販売会社の見積書の写し）、カタログ、②導入する機械等が成果目標の達成に寄与することがわかる資料、③能力・台数などの算定根拠、機械の利用計画、④費用対効果分析資料（機械を導入する場合）、⑤位置図・配置図（機械等を設置、保管場所がわかる図）、⑥申請者の規約・定款（任意組織、農業法人の場合）、⑦環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑧改植実施園の位置図（改植の場合）、⑨その他計画の審査に必要な資料

（２）実績報告時

スマート技術高度利用計画書（実績報告書）

【添付書類】

①入札関係書類、②発注書・契約書、③借受証（リースの場合）、④納品書、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦導入後の写真（設置を要する機械については導入前後の写真）、⑧財産管理台帳、⑨環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、⑩機械が中古の場合は耐用年数の残存年数が２年以上あることがわかる資料、⑪動産総合保険等の保険契約書（機械を導入し、契約済みの場合）、⑫その他検査確認に必要な資料

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管する。

３　補助金の交付方法

本ビジョン６に準じ、市町村を経由して補助金を交付する。